

厚木市における小中一貫教育の在り方について

令和6年4月

厚木市教育委員会

- 1 「厚木市における小中一貫教育の在り方」について
- 2 小中一貫教育の推進について
 - (1) 小中一貫教育を進める学校の種類及び各特色について
 - (2) 小中一貫教育の学校施設の在り方について
 - (3) 小中一貫教育の推進により目指す成果について
 - (4) 小中一貫教育の推進により見込まれる効果について
- 3 本市における小中一貫教育の在り方
 - (1) 本市における各中学校区の現状について
 - (2) 本市における小中一貫教育を進める学校の在り方について
 - (3) 本市における小中一貫教育について
 - ア 教育課程の編成について
 - イ 特別支援教育の一体化について
 - ウ インクルーシブ教育の一体化について
 - エ 不登校児童・生徒への一体的な指導・支援について
 - オ ICTの活用について
 - カ 地域連携・協働について
- 4 今後の流れ

1 「厚木市における小中一貫教育の在り方」について

小中一貫教育とは、小学校と中学校が「目指す子ども像」を共有し、9年間を見通した学校教育目標を設定した上で、系統性・連続性を強化したカリキュラムを編成・実施して進める教育のことです。

小中一貫教育については、本市においても、平成18年度から、モデル校の指定なども含め、様々な研究を進めてきましたが、本市の今後の人口推移見込みの中での地域・学区ごとの少子化傾向の予測などの状況や、令和3年1月に中央教育審議会から文部科学省に対して出された答申※¹の中で、「9年間を見通した新時代の義務教育の在り方」が示されたことなどを踏まえ、地域の実態に合わせた小中一貫教育を、時期や形態についてより具体的に検討し、実行していくことが必要であることから、その拠り所として、本市における小中一貫教育の在り方を示すこととしたものです。

※1 「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現（答申）」令和3年1月

2 小中一貫教育の推進について

(1) 小中一貫教育を進める学校の種類及び各特色について

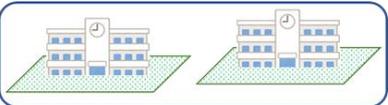
小中一貫教育を進める学校の種類については、制度上の位置付けから3つに分けることができ、それぞれ次のような特色があります。

種 類	特 色	設置の根拠となる法令
義務教育学校 	一人の校長の下、一つの教職員組織が置かれ、義務教育9年間の学校教育目標を設定し、9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施する。	学校教育法施行規則 第5章の2 第1節 第79条の2
中学校併設型小学校 ／小学校併設型中学校 	組織上独立した小学校及び中学校が、義務教育学校に準じる形で、9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施する。	学校教育法施行規則 第5章の2 第2節 第79条の9
連携型小学校／連携型中学校  ※異なる設置者	小・中学校の一貫性に配慮した教育を施すため、当該小学校の設置者が、当該中学校の設置者との協議に基づき定めるところにより、教育課程を編成・実施する。	学校教育法施行規則 第4章 小学校 第5章 中学校

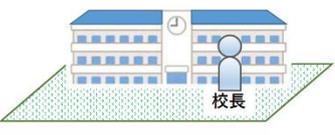
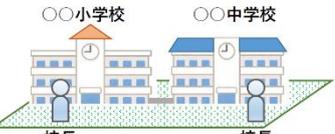
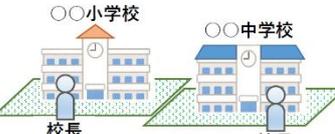
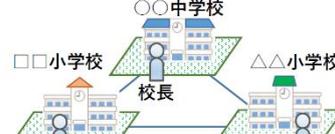
(2) 小中一貫教育の学校施設の在り方について

文部科学省が作成した手引^{※2}では、小中一貫教育の学校施設として、次のような施設形態について、メリット・デメリットや運用の工夫などが示されています。

※2 「小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引」平成28年12月26日

施設一体型	施設隣接型	施設分離型
<p>小学校と中学校の校舎の全部又は一部が一体的に設置されている。 (校舎が渡り廊下等でつながっているものを含む。)</p> 	<p>小学校と中学校の校舎が同一敷地又は隣接する敷地に別々に設置されている。</p> 	<p>小学校と中学校の校舎が隣接していない異なる敷地に別々に設置されている。</p> 
<p>○施設一体型／施設隣接型のメリット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほぼ同一の空間において、発達段階を踏まえた9年間を見通した環境づくりができる。 ・小・中学校教員相互の乗り入れ授業や小学校の教科担任制を柔軟に行いやすい。 ・異年齢間交流や職員交流、地域人材の共用を行いやすい。 ・中1ギャップの軽減や9年間を見通した系統的・継続的な支援を行いやすい。 	<p>○施設分離型のメリット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校の各学区の実情や各学校の実情に応じたきめ細かな対応が行いやすい。 ・学区再編が必要なく、小学校段階における登下校の所用時間を均等化できる。 ・中学校進学時に、生活・学習環境が大きく変わることで、心機一転して学校生活に臨むことができる。 	
<p>●施設一体型／施設隣接型のデメリット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学区再編が必要な場合があり、小学校段階における登下校所用時間が不均等になる場合がある。 ・中学校進学時に、生活・学習環境が大きく変化しないため、心機一転して学校生活に臨むことが難しい。 	<p>●施設分離型のデメリット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校教員相互の乗り入れ授業や小学校の教科担任制に制約が生じやすい。 ・異年齢間交流や職員交流、地域人材の共用に制約が生じやすい。 ・中1ギャップの軽減や9年間の系統的・継続的な支援が、施設一体型ほど容易でない。 	

◆小中一貫教育を進める学校の種類と施設の形態の組み合わせについて、本市が単独で設置しうる学校には、次の6パターンが考えられます。

	施設一体型	施設隣接型	施設分離型
義務教育学校	<p>①</p> 	<p>③</p> 	<p>⑤</p> 
中学校併設型 小学校併設型 小学校	<p>②</p> 	<p>④</p> 	<p>⑥</p> 

※学校の設置者はいずれも厚木市教育委員会

(3) 小中一貫教育の推進により目指す成果について

ア 学校運営の視点による成果

9年間を見通した学校教育目標を設定した上で、系統性・連続性を重視した教育課程の編成や教職員配置等を工夫することにより、児童・生徒にとってより効果的な教育活動を実施することができます。

イ 学習指導及び児童・生徒指導の充実の視点による成果

9年間の系統性・連続性を重視して、学年等の縦のつながりと、各教科等の横のつながりを意識しながら教育課程を編成するとともに、発達段階に応じた学習規律・生活規律を設定することにより、児童・生徒が安心して過ごせる学習・生活環境を学年段階・学校段階を超えて安定的に確保することができます。

(4) 小中一貫教育の推進により見込まれる効果について

ア 9年間を見通した系統的な教育課程の編成による効果

- 児童・生徒の発達段階に応じた教育活動の充実
- 円滑な学びの連続性の確立による学力の向上

イ 9年間の系統的な支援体制の充実による効果

- 児童の中学校進学に伴う不安の解消や個別の支援の連続性確保
- いじめや虐待事案等の早期発見・早期対応
- 児童・生徒の理解や保護者及び関係機関との連携関係の連続性確保

ウ 異年齢間の交流による効果

- 上級生が多様な場面でリーダーシップを発揮できることによる自己肯定感や自尊感情の向上
- 下級生が上級生の姿を手本として学校生活の見通しを持てることによる不安の解消や学習等への取組意欲の向上

エ 小学校専科教員の配置や高学年における教科担任制の導入などによる効果

- 教科のより専門性の高い学習指導の充実

オ 教職員の負担軽減に関する効果

- 小学校高学年からの教科担任制導入や小・中学校合同での教育活動の実施などによる教職員一人当たりの業務量の削減

3 本市における小中一貫教育の在り方

(1) 本市における各中学校区の現状について

厚木市の各中学校区及び各小・中学校の現状は、通学区域や学校間の位置関係より、次のようにまとめることができます。

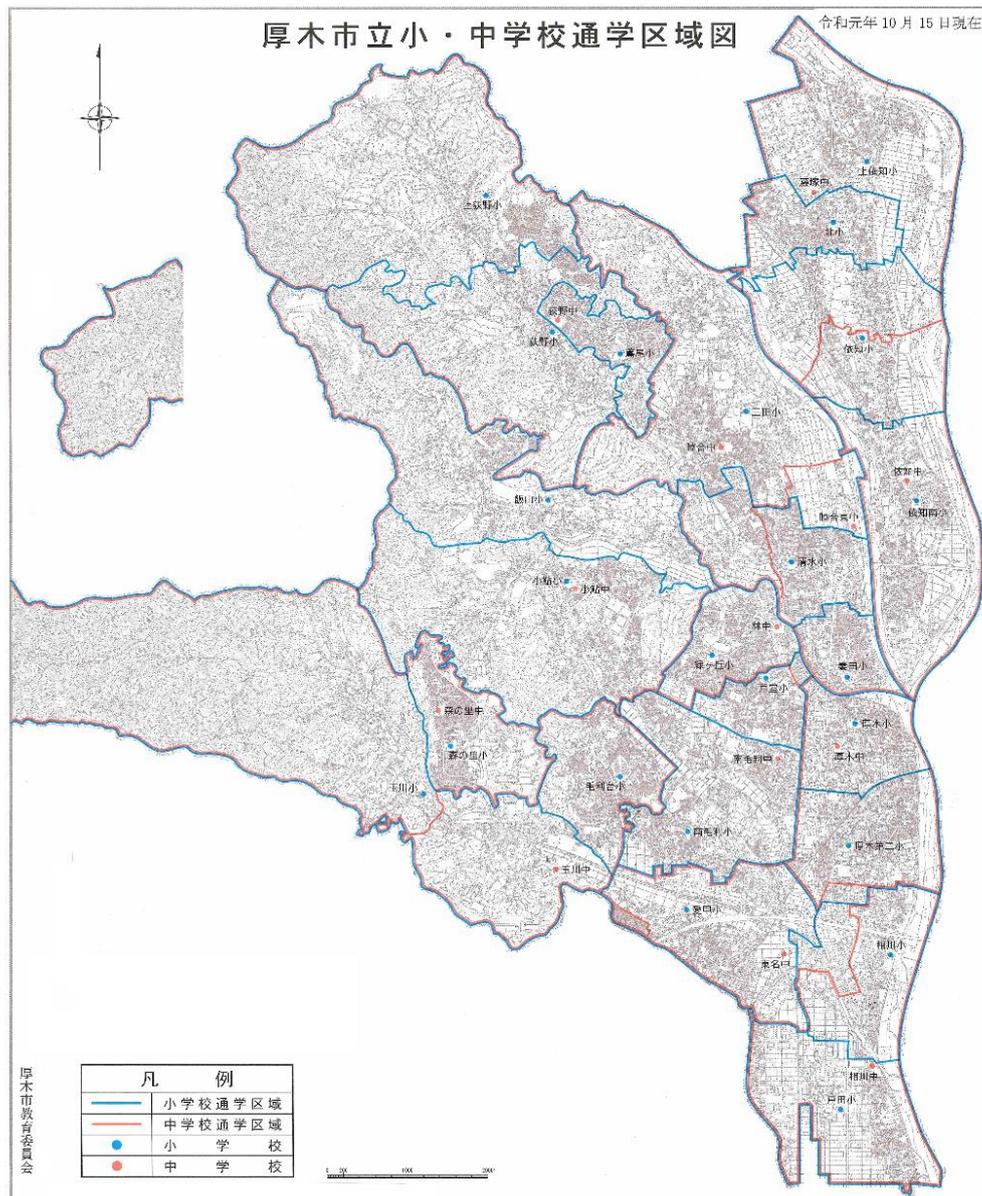
ア 通学区域

通学区域でみると、次のア・イの二つの場合に大別されます。

(ア) 中学校区にある小学校の全ての児童が、区域内の中学校に進学する場合

(イ) 中学校区にある小学校のうち、一つ以上の小学校の児童が、隣接する二つの中学校区に分かれて進学する場合

※ (イ) の中でも、一つの小学校の児童がほぼ半数ずつに分かれて二つの中学校に進学する場合もあれば、各中学校に進学する人数の割合が大きく異なる場合もあります。また、今後の児童数の推移によっては、適正規模での学校運営が困難になる状況も予想されます。



イ 学校間の位置関係

多くの中学校区では、小学校と中学校が離れて立地していますが、いくつかの中学校区では、小学校と中学校の敷地が隣接している場合、道路を挟んで近接している場合、徒歩5分以内の距離に立地している場合などもあります。

(2) 本市における小中一貫教育を進める学校の在り方について

小中一貫教育を進める学校の種類のうち、本市が単独で設置しうるものとしては、義務教育学校と、中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校が考えられます。本市におけるこれまでの小学校及び中学校それぞれの学校運営に関しては、児童・生徒の発達段階に応じて、積み上げてきた様々な取組や工夫が文化として存在し、それぞれの強みとなっています。このことから、本市が小中一貫教育を進める際の学校の在り方としては、小学校と中学校それぞれの強みや長所を最大限にいかすために、学校の種類としては中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校の考え方を基本とし、施設の形態（施設一体型／施設隣接型／施設分離型）については、各中学校区における少子化の見通しと学校規模の適正化の観点及び校舎等の建替計画を踏まえ、個別に検討するものとしします。

(3) 本市における小中一貫教育について

本市において、小中一貫教育の取組を推進するにあたり、中学校区ごとに「小中一貫教育推進計画」を策定することとします。

中学校区ごとの「小中一貫教育推進計画」を策定する際には、本市における小中一貫教育の在り方及び地域の実態を踏まえ、次の項目に留意して策定するものとしします。

ア 教育課程の編成について

本市における小中一貫教育に取り組む基本的な方向性として考えている中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校では、小学校と中学校がそれぞれの運営をしながらも、系統性・連続性を重視し、地域の特色をいかした自由度の高い教育課程の編成を行うことができます。

ただし、各中学校区がそれぞれ独自性の高い教育課程を編成してしまうと、児童・生徒が転出入をする際に、学習面や学校生活への適応などの面で不都合が生じる場合もあります。そのため、市内全ての中学校区間において情報交換及び調整は不可欠であるといえます。

それらのことを考慮した上で、9年間を見通した円滑な学びの連続性を確保し、より高い効果を生むために、教育課程の編成に当たっては次の点を重視します。

(ア) 小・中学校間の授業の乗り入れ

より専門性が求められる理科や音楽などの教科の授業において中学校教員が小学校で授業を行えるよう、小学校と中学校それぞれが時間割の調整を行うなどの環境整備を進めます。

(イ) 9年間で一体的に取り組む特別活動及び総合的な学習の時間の在り方

特別活動における児童会・生徒会活動を共同で実施したり、総合的な学習の時間の探究テーマを、小学校から引き続いて中学校で設定したりできるよう、柔軟な接続を意識して取組を進めます。

(ウ) 異年齢交流の充実

児童会・生徒会活動や学校行事などの学校における教育活動のほか、地域行事などにおける児童・生徒の参画の仕方についても、それぞれの学校が関わり方を調整しながら児童・生徒の交流場を設定します。

(エ) 学習面・生活面において学年間の段差を生まない円滑な接続の在り方

各学校の学年間だけでなく、小学校と中学校の間についても接続を円滑に進めるため、担当の教職員間で綿密に情報交換等を行ったり、場合によっては以前担任をした教員等が児童・生徒の教育相談を実施するなどの取組を進めます。

イ 特別支援教育の一体化について

児童・生徒の指導・支援方法の情報共有を、より綿密かつスピーディーに行うことにより、小学校から中学校への進学に伴う生活環境の大きな変化の中においても、支援を必要とする児童・生徒への支援を、より丁寧につなぐとともに、「チーム支援」の方法について、小学校・中学校の枠を超えた協力を行います。

ウ インクルーシブ教育の一体化について

小学校と中学校それぞれの支援方法の共有を進めるとともに、校種で限定しない支援員を導入し、児童・生徒のニーズに対応します。

エ 不登校児童・生徒への一体的な指導・支援について

小・中学校の教育相談コーディネーターやスクールカウンセラーが児童・生徒の情報を共有することで、9年間を見通した支援方針を立てて、継続的に一貫した指導・支援に当たります。

オ ICTの活用について

施設分離型の学校間でも同一の授業が実施できるよう、テレビ会議システム等を活用します。また、9年間を通して学習履歴（スタディ・ログ）を蓄積し、活用することで、児童・生徒一人一人に合った、よりきめ細かい学習指導や学習評価を行います。

また、施設分離型の学校では、施設一体型・施設隣接型の学校と比較すると、小・中学校教員相互の乗り入れ授業や、児童・生徒間の交流、教職員間の交流に制約が生じますが、ICTを活用することにより、オンラインでの交流を積極的に進めるなど、施設形態のデメリットを解消することができます。

カ 地域連携・協働について

小中一貫教育では、地域と学校とのネットワークが小・中学校で継続されるため、地域の資源や人材をいかした教育を、9年間の教育課程の中でより効果的に展開することができます。このことは、児童・生徒の地域への愛着や、まちづくりに参画する意識を継続的に育むことにつながります。

（ア）学校運営協議会の在り方

中学校区合同での学校運営協議会の設置や、同一中学校区内の各学校運営協議会を合同で開催するなどの取組を一体的に進めるよう努めます。

（イ）地域学校協働活動の在り方

小学校と中学校が9年間を見通して設定する「目指す子ども像」を地域で共有することにより、学校と地域が目標や目的を共有した、地域学校協働活動の推進を図ります。

4 今後の流れ

市内の各中学校区により、子どもや地域等の実情が異なるため、一律に期限を定めた取組を進めるのではなく、どの中学校区においても次のプロセスを共通に踏襲しながら、中学校区ごとに計画の策定、実施及びその点検等を進めます。

